

平成30年 第11回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 平成30年8月24日(金)
午前10時00分から午前10時55分まで
- 2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室
- 3 出席者 (5名)

教育長	伊藤多加志
教育委員	大塚保男
教育委員	木村江里
教育委員	伊勢浩子
教育委員	粥川一芳
- 4 出席職員 (13名)

部長	山田一志
部次長	石川誠
指導主幹	住吉幹城
指導参事	根本涉
学務課長	入倉伸顕
学務課主幹	谷村将志
学務課主査	佐藤亮
学務課主査	大山晋作
生涯学習課主幹	佐々木いづみ
中央公民館副館長	浦山佳代子
西公民館長	田村康行
東公民館長	福原義人
図書館長	千葉宏
- 5 議事日程

議案第1号	別海町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について
議案第2号	別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第3号	平成31年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
議案第4号	平成31年度に使用する中学校用教科用図書「特別の教科道徳」の採択について
議案第5号	別海町青少年問題協議会委員の委嘱について

協議案第1号 平成30年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

伊藤教育長

－【開会】－

ただいまから平成30年第11回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は5名ですので、別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達していますので、会議は成立いたします。

それでは、開会にあたりまして私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

各学校も夏休みが終わり、2学期がスタートしました。

今年の夏休みには、町内の各学校で初めて学校閉庁日を設けました。

国や道で進められている学校における働き方改革における取組の一つです。

町内の学校では、主に13日、14日、15日の3日間を学校閉庁日としました。

学校の予定や地域行事のため、10日、13日、14日にした学校もあります。

学校閉庁日は、基本的に教職員は出勤しない日で、部活動等も行わないようになっていきます。

学校閉庁日の間は、学校が無人となりますので、保護者や地域からの緊急連絡は教育委員会で受けることになっています。

今回は、特に教育委員会への連絡はありませんでした。

この後、年末年始にも6日間の学校閉庁日を設け、1年間で9日間以上の学校閉庁日を設定していく予定です。

また、学校における働き方改革においては、部活動の休養日についても実施に向けて現在検討しているところです。

今後も、教職員の長時間勤務の軽減を図るとともに、教員が児童生徒と一層向き合える環境整備を進めていきたいと考えています。

それでは、本日の日程に入ります。

どうぞよろしく願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

伊藤教育長

それでは日程第2前回会議録の承認に入ります。

平成30年第10回の会議録について、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長 なければ平成30年第10回の会議録について、承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

伊藤教育長 平成30年第10回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

伊藤教育長 日程第3報告に入ります。

7月6日に開催しました第10回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について事務局から報告願います。

教育部長 それでは、7月6日金曜日に開催されました第10回教育委員会議以降の主な行事等について御報告をさせていただきます。

まず、7月7日土曜日、中春別中学校体育祭、それから別海愛光幼稚園の運動会、7月8日日曜日、野付中学校の体育祭が行われています。

7月9日月曜日、中標津町役場におきまして午後1時半から、平成30年度第2回根室管内市町教育委員会教育長会議が行われ、午後3時から平成30年度第1回根室管内公立小中学校教職員人事推進会議が行われております。

11日水曜日午前10時から、北海道立道民活動センターにおきまして北海道公民館協会市町村長等研修会、同日、教育委員の研修で札幌市えほん図書館、それから札幌光星学園寮の視察を行っております。

7月12日木曜日、第55回北海道市町村教育委員研修会に参加しております。

7月14日土曜日、西春別中学校で親子一緒の体育祭が、それから同日と翌15日にかけて、第55回別高祭が開催されております。

14日午後1時半からは、パフォーマンス審査が行われております。

7月18日水曜日午後3時15分から、ホクレン旗争奪第36回北海道少年軟式野球選手権大会の出場に当たりまして、中春別ジュニアホークスの表敬訪問がありました。

同日午後4時から、全道大会出場に当たりまして、別海中央中学校、記載の各部活動の表敬訪問がありました。

7月19日木曜日午後1時半から、中央公民館で平成30年度少年の主張根室地区大会が、翌20日金曜日午前10時から、第2回社会教育委員の会議兼ねまして、別海町公民館運営審議会が行われ、それから同日午前10時半から平成30年度第1回別海町学校給食センター運営委員会が行われました。

翌21日土曜日、上西春別中学校の体育祭が行われ、7月25日水曜日午後4時から、第2回別海町立幼稚園長会議が、翌26日木曜日、別

海中央小学校におきまして、第52回根室管内特別支援教育研究大会別海大会が、翌27日金曜日午前9時から、平成30年度別海町生き抜く力向上策定プロジェクトの第1回別海町子ども会議ビブリオバトルが行われ、同日午後3時半から、第36回北海道小学生陸上競技大会に出場した別海陸上少年団の結果報告がありました。

同日午後4時からファイターズベースボールチャンピオンシップ出場に当たりまして、別海中央野球少年団の表敬訪問がありました。

7月30日月曜日午前10時から、第3回別海町議会臨時会が開催され、同日から翌日にわたりまして平成30年度第14地区教科用図書第2回調査委員会が、31日火曜日午後2時40分から、中標津町役場におきまして第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が行われております。

翌8月1日水曜日午前11時から友好都市少年少女ふれあいの翼で来町しました枚方市の中学生の表敬訪問がありました。

8月5日日曜日午前8時15分から、総合スポーツセンターにおきましてスポーツセンター祭り2018夏が開催されております。

8月7日火曜日午後1時30分から、第14地区教科用図書第3回採択教育委員会協議会が行われました。

翌8日水曜日午後1時半から、第38回全道中学生軟式野球大会の出場に当たりまして、別海4校の合同野球クラブ、中春別中、野付中、上春別中、上西春別中の4校の表敬訪問がありました。

翌9日木曜日午後6時30分から、札幌医科大学地域密着型チーム医療実習交流会が開催されました。

8月10日金曜日、それと11日土曜日にかけて予定しておりました、ふるさと発見宿泊研修でありますけれども、悪天候によりまして、この研修を中止しまして、中央公民館で宿泊研修を行うという形に切りかえています。

8月15日水曜日午前10時30分から、中央公民館で平成30年度別海町戦没者追悼式、翌16日木曜日午後7時半から、第20回夏だ、まつりだ、上風連が開催されました。

8月18日土曜日、午前11時30分からウェディングプラザ別海で、郷里砂選手別海町町民荣誉賞授与式並びに受賞祝賀会が行われました。

8月22日水曜日、上春別小学校におきまして、札幌医科大学の学生によります地域医療合同セミナーや地域実習が行われて、それから8月23日午後4時から、第63回北海道吹奏楽コンクール出場に当たりまして、別海中央中学校吹奏楽部の表敬訪問がありました。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

伊藤教育長

それではこれから日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第2号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について事務局から説明願います。

学務課主査

議案第1号及び議案第2号は関連がありますので、一括して内容を説明いたします。

議案の1ページをお開きください。

議案第1号別海町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてです。

こちらは、大きく2点の事項に関する改正となっております。

1点目は、事務職員の役職等に関する規定の改正、もう1点は教育長の権限の一部を校長に委譲するための改正となっております。

まず、事務職員の役職等に関する規定の改正についてですが、こちらは、北海道の条例である市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例等が改正され、事務職員の新たな職として専門事務主任が設置されたことから、別海町立学校管理規則にも同じ職を設置するものです。

また、専門事務主任の設置に伴い、既存の他の役職に関する規定についても一部改正しております。

次に、教育長の権限委譲に関する規定の改正についてですが、こちらは、学校における業務の軽減を目的としているものであり、その内容は、教職員が営利企業への従事等を行うことや、教職員が教育に関する兼職等を行うことについて、これまで教育長が行うこととしていた許可や承認の権限の一部を、校長に委譲するものです。

議案の3ページをお開きください。

議案第2号別海町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

こちらは、議案第1号で説明しました権限の委譲に伴う事務手続きの改正と、業務の軽減を目的とした外勤手続きの簡略化に関する改正となっております。

なお、外勤手続きの簡略化の内容ですが、学校においてこれまで外勤命令簿で行っていた外勤の命令を、口頭により行うこととするものです。

ここから、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

別海町立学校管理規則の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、第6条の4の改正ですが、こちらは文言整理になります。

次に第6条の5です。

こちらは、事務職員の職に専門事務主任を加えるものです。

第1項が設置、第2項が承認等、第3項が業務に関する規定となります。

なお、事務職員の職は、これまで事務主任があり、その上位に事務主幹の職がありました。

給料を決定するために職務を分類する等級別基準職務表では、これまで事務主任は3級と4級、事務主幹は5級となっておりましたが、この事務主任の4級が専門事務主任に代わります。

専門事務主任の設置は、新たな給料や業務を追加するのではなく、事務職員の給料等の現状に合わせて役職を変更する改正となっております。

次に第6条の6です。1ページ下段から2ページにかけてです。

こちらは、事務職員の既存の職である事務主任に関する規定の改正です。

専門事務主任の設置に伴い、改正するものです。

第1項は文言整理、第2項は承認等の改正、第3項は事務内容を明確にする改正となっております。

次に第17条です。

こちらは、これまで教育長が行っておりました教職員が営利企業への従事等を行うことの許可について、その権限の一部を校長に委譲する改正となっております。

校長に権限を委譲する業務は、第2項ただし書きで追加した部分となります。

ただし、所属職員の営利企業への従事等のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する進学講習等の業務に従事することの許可は、校長が行うとしております。

なお、第17条内のその他の改正は、地方公務員法の改正に伴い、同法と同じく文言整理を行ったものです。

次に第18条です。2ページ下段から3ページにかけてです。

こちらは、これまで教育長が行っておりました教職員が教育に関する兼職等を行うことの承認について、その権限の一部を校長に委譲する改正となっております。

校長に権限を委譲する業務は、ただし書きで追加した部分となります。
ただし、所属職員の教育に関する兼職等のうち、市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行うとしております。

なお、第18条内のその他の改正は、文言整理となっております。

別海町立学校管理規則の改正についての説明は以上です。

次に議案資料の4ページをお開きください。

別海町立学校職員服務規程の新旧対照表です。

まず、第7条です。

こちらは、教職員が営利企業への従事等を行うことの許可の手続きに関する規定の改正となっております。

許可の権限の一部を校長に委譲することに伴う改正となっており、別海町立学校管理規則第17条の改正と同じく、ただし書きで追加しております。

なお、第7条内のその他改正は、地方公務員法の改正に伴う文言整理となっております。

次に第8条です。5ページをお開きください。

こちらは、教職員が教育に関する兼職等を行うことの承認の手続きに関する規定の改正となっております。

承認の権限の一部を校長に委譲することに伴う改正となっており、別海町立学校管理規則第18条の改正と同じく、ただし書きで追加しております。

なお、第8条内のその他の改正は、文言整理となっております。

次に第13条です。

こちらは、外勤の命令に関する規定の改正となっております。

外勤の命令は、学校においてこれまで外勤命令簿で行ってまいりましたが、これを口頭による命令に改正するものです。

なお、命令方法の改正により外勤命令簿は削除することになります。

次に第15条です。

こちらは、出勤簿の押印に関する規定の改正です。

これまで出勤簿の押印は、所定の出勤時刻までに出勤して行うこととなっていましたが、出勤時刻前から外勤先に直接移動する場合があることから、出勤簿の押印を出勤したときに行うよう改正するものです。

6ページをお開きください。

6ページから8ページは、営利企業への従事等を行う場合に教職員が提出する様式の文言整理による改正です。

9ページをお開きください。

こちらは、外勤命令簿の削除となります。
10ページをお開きください。
こちらは、過去の改正による削除漏れです。
今回の改正に併せて削除いたします。
別海町立学校職員服務規程の改正についての説明は以上です。
以上で議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。

伊藤教育長 内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。

大塚委員 外勤命令簿で行っていた命令が、口頭で行うことになるとのことですが、外勤中に何か問題が生じた際に困ることはないでしょうか。
教職員が外勤していたことを証明する書類がないことにより、不都合の生じることがないか危惧しています。

学務課主査 外勤をした際に危惧されることとして事故の対応が考えられます。
口頭で外勤を命令した際には、それを証明する書類は残りませんが、事故が発生した場合、公務災害の手続きについては、事故状況を説明する書類を作成することにより外勤を証明することができます。
この手続きについては、北海道教育委員会にも相談して確認しております。
また、自家用車を公用使用した場合は、公用使用の書類がありますので、その書類により外勤について確認することができます。

大塚委員 公共交通機関を使用した場合はどうでしょうか？
学務課主査 公共交通機関の場合は、自家用車の公用使用のような書類がないため、事故が発生した場合は、公務災害の書類で対応することになります。
なお、公務災害の書類の外勤に関する部分は、本人が記載した内容を所属長が証明することになります。

伊藤教育長 そのほかございませんでしょうか。
(「なし」の声あり)

伊藤教育長 御質問等がなければ採決いたします。
議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長 異議がないようですので、議案第1号及び議案第2号について原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第3号平成31年度に使用する小、中学校特別支援学級用教科用図書採択について、議案第4号平成31年度に使用する中学校用教科用図書特別の教科道徳の採択についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について事務局から説明願います。

議案第3号、議案第4号につきましては、教科用図書の関係もあるため一括して説明させていただきます。

それでは、始めに議案第3号平成31年度に使用する小、中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

小、中学校の特別支援学級用教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定により、道教委が採択基準を定める際に諮問している北海道教科用図書選定審議会から4月25日に答申され、5月21日に道教委において報告されたものの中で、平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準の1において、児童、生徒の障がいの種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書等を使用することが適当でない場合については、議案書の5ページ、下段に記載しております、1文部科学省検定済教科書の下学年用90点、2文部科学省著作教科書293点、3一般図書324点の図書の中から採択して、学校において使用することとなっております。

ただいま説明しました内訳につきましては、議案書6ページの別紙1から議案書9ページの別紙4まで、一覧表にて掲載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

この件を踏まえて、本年8月7日に根室管内1市4町の教育長で構成する、第14地区教科用図書採択教育委員会協議会の第3回協議会において、特別支援学級で使用する図書の採択に係る協議結果として、特別支援学級に在籍する児童生徒の実態は各学校、学級により様々であり、本協議会で一括して採択することは困難であるとの理由から、各市町教育委員会の権限と責任において公正かつ適正に採択し、承認を行うところとなっております。

このため、平成31年度において当町の小、中学校において使用する教科用図書につきましては、各児童、生徒の障害の種類、程度に応じ、通常の教科書に代えて、本議案において提案している図書について、採択、承認をお願いするものでございます。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

続きまして議案第4号平成31年度に使用する中学校用教科用図書特別の教科道徳の採択についてご説明いたします。

議案書10ページをお開き願います。

平成31年度に使用する中学校用教科用図書特別の教科道徳につつま

しては、根室管内1市4町の教育長で構成されている、第14地区教科用図書採択教育委員会協議会の第3回協議会が8月7日、別海町役場において開催され、本協議会において平成31年度から中学校で使用する特別の教科道徳の教科書については、東京書籍を選定するに決定したとの報告がありました。

協議会からの選定教科書の報告を受けて、各市町の教育委員会において、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと定められていることから、本教育委員会議において採択、承認をお願いするものですが、その前に、第14地区教科用図書採択教育委員会協議会においての、教科用図書の選定、決定に至るまでの経過についてご説明いたします。

始めに、5月25日に根室市役所において、第14地区教科用図書採択教育委員会協議会の第1回協議会が開催され、この会議において、本年度は、小学校用教科用図書と中学校用特別の教科道徳の採択を行う事となっておりますが、小学校用教科用図書につきましては、昨年度、新たに文部科学大臣の検定を経た小学校用教科用図書がなかったことなどから、平成31年度に使用する小学校用教科用図書については、現在使用している教科用図書を継続して使用することができることもあり、協議会においては現在使用している教科用図書を継続使用することで決定されております。

中学校用特別の教科道徳につきましては、平成31年度第14地区教科用図書調査委員会規則が6月28日付けにて制定、施行され、調査委員の選任にあたっては、広く意見を聞く必要があるとのことから、採択地区内の市町立義務教育諸学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭等のうちから11名、採択地区内の学識経験者及び保護者のうちから2名の合計13名からなる、特別の教科道徳の調査委員会が設置され、同日において、各市町からの推薦に基づいて、協議会において、承認、決定されております。

教科用図書調査委員会では、平成31年度北海道教科用図書選定審議会を通じて送付のありました中学校用教科書目録、平成31年度使用に登載された道徳1種目、8種30点について、7月3日と7月30日、31日の3回に亘り開催、協議されました。

8月7日には、先にも述べましたが、第14地区教科用図書採択教育委員会協議会の第3回協議会が全委員出席の元で開催され、この中で、採択協議の前段に、特別の教科道徳に係る調査委員会報告が行われ、教科用図書に関する調査研究の経過、内容についての報告がありました。

具体的な報告内容としましては、各者共通する取扱内容として、生命の尊厳については、生命あるもの全てのものをかけがえないものとして尊重し、大切にすることができるような取扱内容、自然については、自然の美しさや偉大さ、不思議さを感じるようになっていくこと、伝統文化に関しては、有形無形の美しさに国や郷土への誇り、愛情を感じるようになっていくこと、情報への対応については、活用するのは人間であるため、節度、節制や自主、自律、自由と責任などに関わりのある道徳的価値について、考えを深めるようになっていくこと。

出版社ごとの特色として、学年ごとに自らの道徳的成長を実感したり、新たな課題や目標をもつことが出来るよう工夫がされていること。

全教科書において、各者、取り上げている題材等は様々ですが、全学年トータルにおいて、北海道に関する記述については、東京書籍は8箇所、学校図書は3箇所、教育出版は10箇所、光村図書は11箇所、日本文教出版は4箇所、学研は8箇所、廣あかつきは5箇所、日本教科書は3箇所との状況であり、また、いじめに関する記述については、第1学年から第3学年の合計の掲載ページ数では、東京書籍が114ページ、学校図書は52ページ、教育出版は124ページ、光村図書は114ページ、日本文教出版は104ページ、学研は85ページ、廣あかつきは119ページ、日本教科書は49ページという状況の報告がありました。

調査委員会報告を踏まえて、協議会において各協議委員より種目ごとに選定した図書についての発言があり、この発言の中で全市町において東京書籍と教育出版の2社に絞られたところですが、この2社のうち、1点目として北海道に関する記述の比率が多いこと、2点目として「いじめ」に関する記述が多いこと、3点目として、生徒が感想や考えをまとめやすく、また、考えを広げるための教材が備わっているなどの観点から、各市町教育長が最も適切と判断した、東京書籍の教科書を採択地区に最も適切と判断し、選定図書として決定したものです。

以上の経過を踏まえて、平成31年度の中学校用教科用図書においては東京書籍を使用することとして採択、決定いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり可決することに御

伊藤教育長

伊藤教育長

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

異議がないようですので、議案第3号及び議案第4号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第5号「別海町青少年問題協議会委員の委嘱について」事務局から説明願います。

生涯学習課主幹

議案第5号別海町青少年問題協議会委員の委嘱について説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

現在の委員につきましては、12名を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間の任期で委嘱しております。

このたび、委員の1人であります山口雄司氏から選出団体の役員改選により、委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、これを受理し、後任について委嘱しようとするものです。

後任につきましては、ご本人から職に係る同意を得たところでありますので、別海町小中学校PTA連合会会長前川浩氏に、別海町青少年問題協議会条例第2条第3項に基づき、残任期間であります平成30年9月1日から平成31年3月31日まで委嘱を行うものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

伊藤教育長

内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

御質問等がなければ採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、協議案第1号平成30年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について事務局から説明願います。

学務課主幹

協議案第1号平成30年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載についての内容について説明いたします。

本件につきましては、平成30年7月2日付け北海道教育委員会教育長通知の平成30年度全国学力・学習状況調査に北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載についてと題した文書の通知があり、また本通知に併せて、本調査に関する実施要領及び結果公表に関する道教委の考え

方についても併せて示されており、この度、北海道教育委員会より別海町教育委員会に対して、北海道版結果報告書への掲載に係る同意につきまして、照会、回答を求められているものでございます。

なお、本議案の説明につきましては、議案資料により行いたいと思います。

議案資料1 1ページから1 2ページの内容につきましては、後ほど説明をさせていただき、1 3ページから3 3ページまでの別添1平成3 0年度全国学力、学習条項調査に関する実施要領につきましては、後ほどお読みいただきたいと思いますので、説明を省略させていただき、議案資料の3 4ページより説明をさせていただきたいと思います。

資料の3 4ページをお開き願います。

議案資料3 4ページには、平成3 0年度全国学力、学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方が示されております。

結果公表に関する道教委の考え方につきましては、一昨年、昨年度と同様の内容となっているところですが、改めて結果公表に係る道教委の考え方について説明いたします。

道教委の説明責任と記載された項目の3 段目から記載内容となります。

記載内容では大きく2点について記載されており、1 点目は平成2 6年度の実施要領から、1 都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して、説明責任を果たすことが重要であると明記されている事、2 点目では2 として、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表ができると記載されております。

本町のこれまでの公表の経過であります。平成2 7年1 0月2日に開催されました、平成2 7年第1 0回別海町教育委員会議におきまして、同意、承認をいただいているところですが、教育環境や教育条件に格差がある現状の中で、学力の結果だけを公表するのは如何なものかと言ったご意見や教育環境などの整備の条件を付けて掲載するなど要望を入れて提出した方が良いとのご意見がありましたが、結論としましては、情報の共有も必要ということ、順位を決める目的ではないとのことであるため、同意するとして承認いただいております。

ただし、教職員人事面において解決されていない状況も踏まえて、同意するという回答内容の他に平成2 6年度の根室管内教育委員会連合会教育部会からの申入れのとおり、調査結果の公表には教職員の配置における地域格差の是正や免許外教科の解消に取り組むとともに、実態も併

せて情報として公表すべきであるとの意見付して根室教育局へ回答していたところであります。

昨年度につきましては、平成29年10月13日に開催されました、平成29年第11回別海町教育委員会会議において、28年度の公表後の経過を踏まえて、危惧していた序列化等の問題事案が起きていないこと、他の市町村との情報共有を行うことにより、教育向上に結びつくものと判断いただき、28年度と同様に同意、承認をいただいたところです。

本年度の公表につきましても、一昨年、昨年度の公表内容に準じた公表を行うこととして、引き続き同意することとしたいと考えております。

議案資料の11ページ目をお開き願います。

議案書11ページは北海道版結果報告書に関して、実際に市町村別結果の掲載に関しての別海町掲載案を掲載しております。

資料の11ページ目は小学校に関する公表案、12ページ目は中学校に関する公表案となっております。

それでは、本年度掲載案の内容についてご説明いたします。

はじめに11ページに関する記述についてですが、市町村別基本フォーマットに基づき、本年4月に実施しました全国学力、学習状況調査結果の実績数値に基づき表示しております。

児童質問紙調査、学校質問紙調査の内容につきましては、本町の取り組みにおいて特色あるデータについての掲載を行っております。

具体的には、11ページの左上の項目になりますが、教科全体の状況をレーザーチャート方式で掲載しております。

市町村別の平均正答率に関するデータなど数値化された掲載につきましては、昨年度と同様に公表は行わないこととしております。

次に右上及び中段の枠で囲んでおります、児童質問紙調査及び学校質問紙調査に関する情報につきましては、保護者や地域への説明責任を果たすことはもとより、別海型の教育を目指す事業として取り組んでおります別海町生き抜く力向上策定プロジェクト事業と結びつく、別海町の取り組みの特色が表れている項目についての掲載を考えております。

質問紙の掲載内容ですが、はじめに右上の児童質問紙調査に関する部分の項目になります。上から順に、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか、授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えをうまく伝えるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたと思いますか、学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますかとの結果内容を掲載して、主に児童の主体的な学習等に関する部分についての掲載を予定しており、また、学校質問

用紙調査に関する部分の項目につきましては、ページ中ほどの部分となりますが、左側より順に、習得、活用及び探求の学習課程を見通した指導方法の改善及び工夫をしましたか、各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けましたか、言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、外国が活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校として取り組んでいますかとの結果内容を掲載し、学校として、授業改善や言語活動など、授業などを通して、児童の主体的に学ぶ事などに関する学校の取組みについての掲載を行いたいと考えております。

なお、学校質問紙の項目から下段につきましては、さきほど説明を行いました、分析としまして、教科、児童質問紙、学校質問紙に関する分析、1番下の項目となりますが、本町の学力向上策につきましては、資料の内容のとおり掲載を考えておりますので、各項目に関する説明につきましては省略をさせていただきます。

また、資料12ページの中学校に関する項目につきましては、小学校と同様考えに基づいて掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、資料の36ページをお開き願います。

資料の36ページでは、本議案の説明からは少し離れた説明となりますが、別海町民への公表及び学校の公表方法について、本議案に関連する内容でもありますので、本議案の説明にあわせて説明をさせていただきます。

大きな項目の1の町民への公表、2の学校の公表についてですが、こちらも昨年度と同様の公表を考えております。

公表内容につきましては、1町民への公表では、(1)として公表方法は広報べつかいへの掲載、(2)として公表の目的においては、教育課程の編成及び授業改善、児童生徒の学習状況の改善等に役立てることを目的とする。(3)の公表の時期及び内容では、公表の時期は質問紙等の調査結果を踏まえてから、速やかに公表とするものであります。なお、昨年度の広報誌への掲載は平成29年12月号の広報べつかいへの掲載を行っております。

また、(4)公表に係る表現方法につきましては、教科に関する調査結果の公表において、全道、全国より高い若しくは低いなどの表現を用い、(5)のその他留意点として、別海町全体、各校、児童生徒一人一人の成果と課題をより具体的に把握するための公表とし、過度の序列や競争心をあおることのないよう公表するとしております。

続きまして、2学校の公表についてですが、(1)公表の目的として、

児童生徒の学習状況の改善に役立てることを目的とする。(2)として、各学校の公表時期及び内容につきましては、公表時期は平成30年10月末までとする。

なお、公表する内容及び様式等につきましては、各学校の判断により行うものとしたと考えております。

(3)の公表に係る表現方法につきましては、「全道・全国より高い若しくは低い」などの表現を用いた公表とし、(4)その他留意点として、(1)から(3)までに係る以外の公表に係る事項につきましては、全て各学校の判断により行うものとするところでございます。

これらを全て踏まえた中で、当教育委員会として、本協議案を提案するものでございます。

それでは、議案書13ページをお開きいただき、協議案を朗読いたします。

協議案第1号平成30年度全国学力、学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について、平成30年度全国学力、学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について、下記のとおり協議する。

平成30年8月24日提出、別海町教育委員会教育長、伊藤多加志。

平成30年度全国学力、学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載について、北海道教育委員会が作成する平成30年度全国学力、学習状況調査北海道版結果報告書に当市町村の結果資料を掲載することについて同意とするものでございます。

なお、議案書の14ページには、当該協議結果の道教委への報告書案を添付しておりますので申し添えます。

以上で、協議案第1号の内容説明を終わります。

伊藤教育長

内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

伊藤教育長

御質問等がなければ採決いたします。

協議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

伊藤教育長

異議がないようですので、協議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

伊藤教育長

それでは議事については全て終了しましたので、日程第5その他に入ります。

伊藤教育長

事務局から何かございますか。

(その他なし)

伊藤教育長

委員さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

それでは以上で本日予定していました案件については全て終了しました。

これをもちまして、第11回教育委員会議を閉会いたします。

皆さん御苦勞様でした。

—【閉 会】—